

労災保険率等に係る関係法令

労災保険法

(保険料)

第30条 労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

徴収法

(労働保険料)

第10条 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般保険料
- 二から四 略

徴収法

(一般保険料の額)

第11条 一般保険料の額は、賃金総額に第12条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

2 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

3 前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

徴収法

(一般保険料に係る保険料率)

第12条 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

- 一 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率とを加えた率
- 二 労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率
- 三 雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、雇用保険率

2 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の業務災害（労災保険法第7条第1項第1号の業務災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第2号の通勤災害をいう。以下同じ。）に係る災害率並びに二次健康診断等給付（同項第3号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第13条において同じ。）に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

徴収令

(労災保険率)

第2条 法第12条第2項の労災保険率は、厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、過去3年間に発生した労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第1号の業務災害（以下この条において「業務災害」という。）及び同項第2号の通勤災害（以下この条において「通勤災害」という。）に係る同法の規定による保険給付の種類ごとの受給者数及び平均受給期間、過去3年間の同項第3号の二次健康診断等給付（以下この条において「二次健康診断等給付」という。）の受給者数その他の事項に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、労災保険に係る保険関係が成立しているすべての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、同法第29条第1項の社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容、労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮して定めるものとする。

徴収法施行規則

(労災保険率等)

第16条 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下この項において「船舶所有者の事業」という。）以外の事業に係る労災保険率は別表第1のとおりとし、船舶所有者の事業に係る労災保険率は1000分の50とし、別表第1に掲げる事業及び船舶所有者の事業の種類の詳細は、厚生労働大臣が別に定めて告示する。

(注) 労災保険法：労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）

徴収法：労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年12月9日法律第84号）

徴収令：労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和47年3月31日政令第46号）

徴収則：労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）

労災保険率表

(平成21年4月1日改定)

事業の種類	事業の種類	労災保険率	
林業	林業	1000分の60	
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の32	
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の41	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	1000分の87	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の30	
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の6.5	
	採石業	1000分の70	
	その他の鉱業	1000分の24	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の103	
	道路新設事業	1000分の15	
	舗装工事業	1000分の11	
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の18	
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1000分の13	
	既設建築物設備工事業	1000分の14	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の9	
	その他の建設事業	1000分の19	
製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1000分の6.5	
	たばこ等製造業	1000分の5.5	
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の4.5	
	木材又は木製品製造業	1000分の15	
	パルプ又は紙製造業	1000分の7	
	印刷又は製本業	1000分の4.5	
	化学工業	1000分の5	
	ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5	
	コンクリート製造業	1000分の14	
	陶磁器製品製造業	1000分の18	
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26	
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1000分の7	
	非鉄金属精錬業	1000分の8.5	
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1000分の7.5	
	鋳物業	1000分の19	
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	1000分の11	
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	1000分の7.5	
	めつき業	1000分の6	
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	1000分の6.5	
	電気機械器具製造業	1000分の3.5	
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1000分の5	
	船舶製造又は修理業	1000分の23	
計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1000分の3		
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の4		
その他の製造業	1000分の7.5		
運輸業	交通運輸事業	1000分の5	
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1000分の11	
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1000分の12	
	港湾荷役業	1000分の17	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の3.5	
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の12	
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13	
	ビルメンテナンス業	1000分の6	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の7	
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の3	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の4	
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の3	
	その他の各種事業	1000分の3	
		船舶所有者の事業(*)	1000分の50

*平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されることに伴い「船舶所有者の事業」を新設した。